

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）  
第 5 条第 1 項の規定に準じて、（仮称）松戸市リサイクルプラザ整備事業に関する実施方針を定  
めたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成 30 年 6 月 1 日

松戸市

松戸市長 本郷谷 健次

# **（仮称）松戸市リサイクルプラザ整備事業**

## **実 施 方 針**

**平成 30 年 6 月 1 日**

**松 戸 市**

## < 目 次 >

第1 用語の定義	1
第2 事業内容に関する事項	3
1. 事業名称	3
2. 対象となる公共施設等の種類	3
3. 対象となる公共施設等の管理者	3
4. 事業予定地	3
5. 本施設の概要	3
6. 事業の目的	3
7. 事業の内容	4
第3 募集及び選定に関する事項	7
1. 事業者の募集及び選定方法	7
2. 募集及び選定の手順	7
3. 参加資格要件	8
4. 応募者の審査及び落札者の選定	11
5. 落札後の手続き	12
第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1. 想定されるサービスの水準・仕様	13
2. 想定されるリスクの分担	13
3. 市による事業実施状況の監視	13
第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1. 敷地面積及び配置	14
2. 土地利用規制	14
第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
1. 係争事由に係る基本的な考え方	14
2. 管轄裁判所	14
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	15
4. その他	15
第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1. 議会の議決	16
2. 情報提供	16
3. 応募に伴う費用負担	16
4. 実施方針等に関する担当部署	16

**【添付資料】**

添付資料 1 事業実施区域

添付資料 2 事業スキーム図（案）

添付資料 3 市及び維持管理事業者の役割分担（案）

添付資料 4 リスク分担（案）

## 第1 用語の定義

(仮称)松戸市リサイクルプラザ整備事業における実施方針で用いる用語を次のとおり定義する。

- 市 : 松戸市をいう。
- 本事業 : (仮称)松戸市リサイクルプラザ整備事業をいう。
- 本施設 : (仮称)松戸市リサイクルプラザ(管理棟及び計量棟を含む)をいう。
- マテリアルリサイクル推進施設 : 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領に示されるマテリアルリサイクル推進施設に該当する施設をいう。
- 破碎選別処理施設 : マテリアルリサイクル推進施設のうち、不燃ごみ及び粗大ごみなどに対し、破碎設備により破碎処理を行う施設をいう。
- 圧縮梱包施設 : マテリアルリサイクル推進施設のうち、容器包装プラスチック、ペットボトル及び紙類などを圧縮し、梱包する施設をいう。
- 設計・建設業務 : 本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
- 維持管理業務 : 本事業のうち、本施設の維持管理に係る業務をいう。
- P F I 方式 : 事業者において独自に資金を調達し、施設の整備を行い、公共サービスの提供を行う方式をいう。
- D B M 方式 : 設計 (Design)、建設 (Build)、維持管理 (Maintenance) を一括して発注する方式をいう。
- 事業者 : 民間事業者をいう。
- 応募者 : 入札に応募する事業者をいう。
- 落札者 : 市が設置する事業者選考委員会から優秀提案の評価を受け、選定された後、事業契約の締結を予定する者として市が決定した応募者をいう。事業者選考委員会で選定し、市が決定する。
- 代表企業 : 入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
- 構成員 : 本事業の実施に関し、共同企業体を構成して応募する場合の一員で、本事業で実施する設計・建設業務、維持管理業務のうち、一部を請負い又は受託する予定の者をいう。
- 建設事業者 : 市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。
- 維持管理事業者 : 市と維持管理委託契約を締結する者で、本施設の維持管理業務を担当する者をいう。
- 事業契約 : 基本契約、建設工事請負契約及び維持管理委託契約の総称をいう。
- 基本契約 : 事業者の本事業を一括で発注するために、市と落札者で締結する契約をいう。
- 建設工事請負契約 : 本事業の設計及び建設のため、基本契約に基づき、市及び建設事業者が締結する契約をいう。

- 維持管理委託契約 : 本施設の維持管理のため、基本契約に基づき、市及び維持管理事業者が締結する契約をいう。
- 基本協定 : 落札者の決定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等について市及び落札者の間で締結される協定をいう。
- 仮契約 : 基本契約に際し、市議会での議決前の状態での契約をいう。
- 入札説明書等 : 本事業の入札公告に際して配布する書類で、入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）及び落札者決定基準書等の書類をいう。
- 入札説明書 : 本事業の入札に参加する者に対して、市が事業条件や参加手続き等を説明するための書類をいう。
- 要求水準書 : 本事業の実施に当たり、設計・建設業務及び維持管理業務において事業者に要求する水準を規定したものをいう。
- 落札者決定基準書 : 応募者から落札者を選定するための評価項目や評価基準、採点方法等の基準を規定したものをいう。
- プラント : 本施設のうち、処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
- 建築物等 : 本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物を総称していう。
- 事業実施区域 : 工事範囲を示す区域であり、本施設の建築物等を設置する範囲とは異なる。

## 第2 事業内容に関する事項

### 1. 事業名称

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業

### 2. 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

### 3. 対象となる公共施設等の管理者

松戸市長 本郷谷健次

### 4. 事業予定地

千葉県松戸市七右衛門新田 316 番地の 4 (添付資料 1 参照)

### 5. 本施設の概要

本施設の概要を次に示す。

項目	概要
施設の種類	マテリアルリサイクル推進施設 (管理棟、計量棟含む)
敷地面積	約 1.5ha
施設規模	39t/5h (内訳) 不燃系処理ライン 25.9t/5h 可燃系処理ライン 12.4t/5h 有害物処理ライン 0.7t/5h
処理方式	破碎+機械選別方式
処理対象物	【不燃系処理ライン】 ・粗大ごみ (不燃性) ・資源ごみ (びん・缶・紙布除く) ・陶磁器・ガラスなどのごみ 【可燃系処理ライン】 ・粗大ごみ (可燃性、プラ粗大) 【有害物処理ライン】 ・有害などのごみ

### 6. 事業の目的

市では、市で発生する粗大ごみ及び資源ごみ等について、資源リサイクルセンター (昭和 56 年 3 月竣工)、日暮クリーンセンター (昭和 63 年 3 月竣工) 及び和名ヶ谷クリーンセンター (平成 7 年 9 月竣工) に併設する破碎機の 3 施設で処理している。現施設の設備は、老朽化が進み、更新時期を迎えているほか、中間処理後の残さ物を施設間移動する必要があるなど、非効率となっている。

このことから、市では、粗大ごみの効率的な処理を目指して 1 施設に集約し、施設を更新す

ることとした。なお、施設整備に当たっては、技術開発動向を踏まえた省電力機器などの最新処理技術の導入及び維持管理費用の削減等を目指すものとする。

## 7. 事業の内容

### (1) 事業方式

本事業は、DBM方式により実施する。事業者は、本施設の設計・建設業務及び20年間の維持管理業務を行うものとする。

### (2) 契約形態

市は、本施設の設計建設業務及び維持管理業務を事業者に一括で行わせることから、本事業に係る基本契約を締結する。また、市は、基本契約に基づき、建設事業者と建設工事請負契約、維持管理事業者と維持管理委託契約を締結するものとする。(添付資料2参照)

### (3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計・建設期間：事業契約締結日から平成33年(2021年)3月までの約2年間
- ・維持管理期間：平成33年(2021年)4月から平成53年(2041年)3月までの20年間

### (4) 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時、市の定める明渡し時において、本施設の要求水準を満足する状態に保って、市に引き継ぐものとする。

引継ぎに際し、市では、第三者機関による検査を行い、維持管理業務終了後も本施設を継続して使用することに支障がなく、大きな損傷や汚損などがない良好な状態であることを確認する。なお、当該検査の結果、本施設が維持管理業務終了後も継続して使用することに支障があると判断した場合は、維持管理事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施するものとする。

### (5) 対象となる業務範囲

#### ① 事業者が行う業務

##### 1) 本施設の設計・建設に関する業務

- ・プラント設備設計・工事
- ・建築工事設計・工事(造成設計・工事含む)
- ・その他本事業に伴う設計及び工事
- ・市が提示する調査結果以外の必要な事前調査
- ・市が行う循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という)の申請に係る支援
- ・設計及び工事に係る許認可申請、及び市が行う申請に係る支援
- ・市が行う住民対応に係る支援



- ・その他これらを実施する上で必要な業務（試運転・運転指導含む）

## 2) 本施設の維持管理に関する業務

- ・維持管理業務
- ・情報管理業務（記録・報告・情報発信等）
- ・環境管理業務
- ・関連業務（施設警備、清掃・植栽管理等）
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

## ② 市が行う業務

### 1) 本施設の設計・建設に関する業務

- ・用地の確保（確保済み）
- ・生活環境影響調査（調査済み）
- ・本施設の設計・施工監理
- ・循環型社会形成推進交付金申請
- ・許認可申請（市実施分）
- ・住民対応

### 2) 本施設の維持管理に関する業務

- ・搬入管理業務
- ・運転管理業務（選別・回収物の搬出、残さの搬出・処分を含む）
- ・関連業務（周辺住民対応、見学者対応等）
- ・事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

## （6）事業者による資金調達

本事業は、PFI方式ではないため、資金については市が用意することから、事業者による資金調達は無い。

市は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の適用を予定している。循環型社会形成推進交付金申請等の手続は市において行うが、事業者は、申請手続に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。

## （7）関係法令の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(8) 事業スケジュール (予定)

本事業は、次のスケジュールで実施する予定である。

内容	日程
① 落札者の決定	平成 30 年 11 月下旬
② 基本協定の締結	平成 30 年 12 月上旬
③ 仮契約の締結	平成 31 年 2 月上旬
④ 契約議案の市議会議決	平成 31 年 3 月下旬
⑤ 事業契約の締結	平成 31 年 3 月下旬
⑥ 本施設の設計・建設	事業契約の締結～平成 33 年 3 月
⑦ 本施設の維持管理業務	平成 33 年 4 月～平成 53 年 3 月

### 第3 募集及び選定に関する事項

#### 1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が入札公告に際して配布する入札説明書等に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の技術提案内容が、技術的観点等から市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性及び透明性を確保する観点から、総合評価一般競争入札方式により行う。

#### 2. 募集及び選定の手順

##### (1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールを予定している。

内容	日程
① 実施方針等の公表	平成30年6月1日
② 実施方針等に関する質問及び意見の受付期限	平成30年6月14日
③ 上記質問への回答の公表	平成30年6月下旬
④ 特定事業の選定	平成30年7月中旬
⑤ 入札公告及び入札説明書等の公表	平成30年7月下旬
⑥ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限	平成30年8月中旬
⑦ 第1回入札説明書等に関する質問への回答の公表	平成30年8月下旬
⑧ 入札参加資格審査書類受付及び審査	平成30年9月上旬
⑨ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	平成30年9月下旬
⑩ 第2回入札説明書等に関する質問への回答の公表	平成30年10月上旬
⑪ 技術提案書の受付	平成30年10月下旬
⑫ 落札者の選定、決定及び公表	平成30年11月下旬
⑬ 基本協定締結	平成30年12月上旬
⑭ 仮契約締結	平成31年2月上旬
⑮ 事業契約締結	平成31年3月下旬

##### (2) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

市では、実施方針等に関する質問及び意見を受け付ける。なお、質問及び意見を提出した事業者に対し、個別にヒアリングを行う場合があるが、その場合の日時及び場所等は、個別に連絡する。

##### ① 受付期間

実施方針等の公表後から平成30年6月14日（木）午後4時まで

## ② 提出方法

実施方針と同時に公表する「様式第1号（Microsoft Excel 形式）」に記載の上、次に示す提出先に電子メールで提出すること。なお、提出後は、市へ受付確認の電話をすること。

### 【提出先】

担当課 : 松戸市 環境部 廃棄物対策課 清掃施設担当室  
E-mail : mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp  
件名 : 【松戸市】実施方針等に関する質問書・意見書（事業者名）  
電話 : 047-366-7335

## (3) 入札公告

入札公告は、平成30年7月下旬に行い、次の書類を併せて公表する。

- ・入札説明書
- ・要求水準書
- ・事業契約書（案）
- ・落札者決定基準書
- ・様式集

## 3. 参加資格要件

事業者は、次の参加資格要件を全て満たす場合、本事業に応募することができる。

### (1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、設計・建設業務及び維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。なお、一つの企業がこれらの役割を兼ねることができるものとする。
- ② 応募者は、本事業の設計・建設業務又は維持管理業務を行う企業のうち、構成員で構成されるものとする。
- ③ 応募者の構成員の中から「(2) ② 本施設におけるプラントの設計・建設業務を行う者の要件」を全て満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 企業グループを構成する場合、構成員の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 企業グループを構成する場合、構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。
- ⑥ 企業グループを構成する場合、代表企業、構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員になることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

- 1) 資本関係がある場合

次のア又はイのいずれかに該当する二者の場合。

- ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係がある場合

次のア又はイのいずれかに該当する二者の場合。なお、役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

また、1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、構成員が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員となることはできない。

⑦ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

## (2) 応募者の参加資格要件

### ① 共通要件

次のいずれかに該当する者は、代表企業及び構成員になることができない。

- 1) 平成30・31年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、本事業の入札参加資格審査書類提出期限日から落札者決定日までの間、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者
- 2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次に該当しない者
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の入札前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
  - イ 会社更生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの構成手続開始が決定されていない者
  - ウ 民事再生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
  - エ 本事業の入札参加資格審査書類提出期限日から落札者決定日までの間において、市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
  - オ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
- 3) 社会保険等の届出の義務を履行していない者
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27号の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

- 4) 本事業の入札参加資格審査書類提出期限日から落札者決定日までの間、事業予定地の近接地域（最近部がおおむね 100m 以内）で市発注の本事業と同種の事業を請け負っていないこと。
- 5) 廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 6) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 7) 次に示す本事業に係る発注者支援業務の受託者及び同業務における提携関係にある者、又はこれらの者と資本関係又は人的関係のある者
  - ・ 八千代エンジニアリング株式会社
  - ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 8) 市が設置する事業者選考委員会の委員が所属する企業
- 9) 実施方針の公表から落札者決定日までの間において、本事業について市が設置する事業者選考委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

## ② 本施設におけるプラントの設計・建設業務を行う者の要件

本施設におけるプラントの設計・建設業務を行う企業は、代表企業とし、次の要件を全て満たすこととする。

- 1) 市の平成 30・31 年度入札参加資格者名簿に清掃施設工事として登載されている者であり、かつ格付けが A ランクであること。
- 2) 廃掃法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設について、次の要件を満たす建設実績を有すること。
  - ア) マテリアルリサイクル推進施設（破砕設備を設定している施設に限る）
  - イ) 平成 20 年 4 月 1 日から実施方針公表までに稼働開始した施設（元請に限る）
- 3) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

## ③ 本施設における建築物等の設計・建設業務を行う者の要件

本施設における建築物等の設計・建設業務を行う企業は、次の要件を全て満たすこととする。

- 1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- 2) 市の平成 30・31 年度入札参加資格者名簿に清掃施設工事として登載されている者であり、かつ格付けが A ランクであること。
- 3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

- 4) 廃掃法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の建築物の設計・施工を元請、又はプラントメーカーの一次下請けとして実施した実績を有すること。

#### ④ 本施設における維持管理業務を行う者の要件

本施設における維持管理業務を行う企業は、次の要件を全て満たすこととする。なお、複数の構成員で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社は、次の要件を満たすこととする

- 1) 廃掃法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設について、②2)に係る要件に該当する施設の維持管理業務の受託実績（設備の補修及び更新が含まれるものに限る。また、実績には受託中も含む。）を有すること。

### (3) 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類提出期限日とする。
- ② 入札参加資格審査書類提出期限日から落札者決定日までの間に、応募者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- ③ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は落札者決定を取り消す。この場合において、市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

## 4. 応募者の審査及び落札者の選定

### (1) 審査機関

市では、応募者による事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、市が設置した事業者選考委員会において審査を実施する。

実施方針の公表から落札者決定に関する公表までの期間において、事業者選考委員会の委員に対し、技術提案書の審査に関して自己の有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は同事業者を失格とする。

事業者選考委員会の委員を次に示す。

役 割	氏 名	所 属
委 員 長	濱田 雅巳	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
副委員長	北野 幸樹	日本大学 生産工学部 建築工学科 教授
委 員	石井 久雄	松戸市 総合政策部長
委 員	福田 勝彦	松戸市 街づくり部長
委 員	丸岡 新一	松戸市 環境部長

## (2) 審査の手順及び方法

### ① 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

### ② 技術提案審査

技術提案の審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、事業者選考委員会において技術提案書類の審査を総合評価の方法により行い、落札者を選定する。

### ③ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示すとおりとする。

### ④ 審査結果

審査結果は、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を市ホームページに掲載する。

## 5. 落札後の手続き

### (1) 基本協定の締結

市及び落札者は、落札者決定後、速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

### (2) 契約内容に関する協議

市及び落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨及び解釈を明確化するための協議を行うものとする。



## 第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1. 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び維持管理業務を行うものとする。

### 2. 想定されるリスクの分担

#### (1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

事業者による設計・建設業務及び維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が分担すべき合理的な理由があるリスクは、市が負うものとする。

#### (2) 想定されるリスクの分担

市及び事業者のリスク分担は、添付資料4に示すものを基本とする。

### 3. 市による事業実施状況の監視

市は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び維持管理の各段階における全ての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者が提供する施設の設計・建設業務及び維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出及び実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

## 第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 敷地面積及び配置

事業実施区域 約 1.5ha (添付資料 1 参照)

### 2. 土地利用規制

- ・都市計画区域 都市計画区域内 (「ごみ処理場」として平成 30 年 3 月 30 日変更済み)
- ・用途地域 指定なし
- ・防火地域 指定なし
- ・高度地区 指定なし
- ・緑化率 20%以上 (供給処理施設の都市計画に関する手引 昭和 56 年 3 月  
千葉県都市計画課 社団法人日本都市計画学会)
- ・建ぺい率 40%以内 (供給処理施設の都市計画に関する手引 昭和 56 年 3 月  
千葉県都市計画課 社団法人日本都市計画学会)
- ・容積率 100%以内

## 第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市及び事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

### 2. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、維持管理業務委託契約についても解除することができる。
- (2) 維持管理期間においては、市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、維持管理業務委託契約を解除することができる。

### 4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## 第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、事業者に対し、法制上及び税制上の優遇措置、並びに財政上及び金融上の支援、出資等の支援は行わない。

## 第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

市は、本事業の契約締結に当たっては、市議会の議決を経るものとする。

### 2. 情報提供

情報提供は、適宜、市ホームページを通じて行う。

### 3. 応募に伴う費用負担

事業者の応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

### 4. 実施方針等に関する担当部署

実施方針等に関する問い合わせは、次のとおりとする。

松戸市 環境部 廃棄物対策課 清掃施設担当室

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の 5

電 話 : 047-366-7335

F A X : 047-366-8114

メール : [messhisetsu@city.matsudo.chiba.jp](mailto:messhisetsu@city.matsudo.chiba.jp)

— 以上 —